

平成20年度 第5回政治資金適正化委員会 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：平成20年8月8日（金） 15時00分～16時40分
2. 場 所：総務省11階会議室
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、池田隼啓、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 政治資金監査に関する具体的な指針について
 - (2) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）
～中間とりまとめ案～
- 資料2 政治資金監査実施要領（現場対応マニュアル）
～領収書等の確認に当たっての留意事項～
- 資料3 政治資金監査実施要領（現場対応マニュアル）
～会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項～
- 資料4 参考資料：会計帳簿の記載要領について
- 資料5 政治資金監査のポイント
- 資料A 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）
～中間とりまとめ案～
- 資料B 政治資金監査実施要領（現場対応マニュアル）
～領収書等の確認に当たっての留意事項～
- 資料C 政治資金監査実施要領（現場対応マニュアル）
～会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項～
- 資料D 政治資金監査実施要領（現場対応マニュアル）

～政治資金監査報告書記載要領～

資料E 論点メモ

資料F 政治資金監査における監査事項の位置付け（例）

資料G 領収書等が不存在のケースについて

（本文）

【上田委員長】 それでは、ただいまから第5回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。ございます。

議事に入る前に、第3回委員会の議事録についてでございますが、事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しいただきましたが、第3回委員会の議事録について御異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、第4回委員会の議事録につきましてはお手元にお配りしておりますので、これまでと同様に御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。そして次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは本日の議題の政治資金監査に関する具体的な指針についてでございますが、まず第1の資料「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）～中間とりまとめ案～」及び関連する委員限りの資料につきまして、事務局に説明をお願いいたします。

【松崎参事官】 それでは資料の御説明をさせていただきます。

その前に資料についてでございますが、公表用の資料としまして資料1から資料5、それから前回との比較の上で確認をしていただきやすいようにということもございますので、先ほど御紹介のありました第4回の議事録のほか、資料AからGまでございます。このうち資料A、B、Cは、公表用資料の1、2、3に対応しておりますので、その修正がわかる見え消しのバージョンとなっておりますので、資料1の政治資金監査マニュアルについて御説明する際には、この資料Aの方を御覧いただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

【上田委員長】 今、配付していただきました資料Aですね。

【松崎参事官】 はい。前回から直しておりますところが朱書きとなっておりますので、そこを御確認いただければと思います。

まず3ページ目でございます。中ほどですが、「政治資金監査は当該国会議員関係政治団体」、国会議員関係というのを入れたつもりでしたが、前回漏れておりましたので追加をしております。

続きまして8ページでございます。なお書きのところに「以下のとおり責任の定めがある」となっておりますので、それで「留意する」という受けがちょっとおかしいので、「なり得る」というところまでとどめております。

続きまして11ページを御覧いただきたいと思います。Ⅳの表題が前は「監査指針」となっていたところでございますが、「政治資金監査指針」と「政治資金」を加えております。また中ほどのところで、「登録政治資金監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い」とございましたが、この「正当な注意」につきましては公認会計士の世界においては非常に重要な、特別な責務を課すような意味合いがあるということで、またその趣旨は「予断や予見を持つことなく」というところに含まれていると考えますので、その部分を削除して、かわりに「職業的専門家として政治資金監査を行わなければならない」という言葉を入れております。

その次の次のところでございますが、「登録政治資金監査人は、政治資金監査の業務に関して入手した資料、国会議員関係政治団体からの回答書等を適切に保存すること」と明記しておりましたが、これにつきましては前回御説明いたしました監査調書と同様の問題が生じます。こういった書類の保存につきましては各監査人の判断で行っていただくということで、マニュアルには記載しないということで削除をしております。

続きまして14ページを御覧いただきたいと思います。一番下のところでございますが、「領収書等を亡失したことにより」と記述しておりましたが、徴収漏れというものもあるということで、このように改めております。また「支出の一覧表の作成」とありましたが、それをきちんと出してもらうんだということが明らかになるように、「提出」と改めております。

ここで関連しまして、資料Gを御覧いただきたいと思います。非公表資料として一番最後につけております。領収書がない場合についてどういうケースが考えられるのかということでございますが、1つは領収書等の徴収漏れ、取り忘れということがございます。それからまた領収書等の亡失、領収書がないあるいはなくしたというものもあるんですが、事

故等によって消失したとかいろいろなことがこの亡失に含まれるかと思えます。それと領収書等を徴し難い事情がある場合、これは徴難明細に記載されることになろうかと思えますが、Suica、PASMOの利用、クレジットカード、銀行引き落とし、金銭以外の支出といったものもここに記載することになるかと思えます。それと領収書を徴し難い事情がある場合にも該当し得るのですが、振込明細書がある場合も一応領収書等がないということになりますので、こういったケースが考え得るわけでございます。

先ほどの14ページのところでは、このうちの領収書等の取り忘れ、亡失という上2つについて一覧表の提出を求めるというものでございます。

続きまして16ページでございますが、修正は2つ目の○のところの徴難明細、領収書等を徴し難かった支出の明細書等と会計帳簿との突合に関して、るる書いてあったんですが、これはここまで書かなくても意味が十分通じるということで、事務局において検討しまして落としております。ここでは要するに、一度発行された領収書等の亡失は、徴難事由には当たらないということに留意してほしいということを書いているものでございます。

資料1と資料Aにつきましては、以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問とか御意見がありましたらどうぞ、御発言いただきたいと思えます。

よろしいですか。それでは次に資料2の「政治資金監査実施要領（現場対応マニュアル）～領収書等の確認に当たっての留意事項～」及び関連する委員限り資料につきまして、説明を事務局をお願いいたします。

【松崎参事官】 それでは資料2の説明ですが、これにつきましても朱書きの修正がわかる資料Bの方を御覧いただきたいと存じます。

領収書等の確認に当たっての留意事項でございます。まず1番のところの3つ目の○でございますが、これは領収書等の3要件に欠ける領収書等があった場合でございます。「3要件を具備した領収書等を備えるよう指導する」とありましたが、指導するというのがやや意味が強過ぎるのではないかということで、そこを「求める」というのに合わせまして、若干使う言葉を変えております。

次はあて名の確認のところでございますが、最初の○と2つ目の○を合わせて整理をしているんですが、「政治資金規正法上、領収書等のあて名は記載事項とされていないが」、それ以降で「確認すること」とあって、次の○でもまた同じようなことを確認するということで若干重複がありましたので、整理をしております。「政治資金規正法上、領収書等の

あて名は記載事項とされていないが、収支報告書と併せて写しが提出される1件当たりの金額が1万円超の支出（人件費に係るものを除く。）に係る領収書等（以下「高額領収書等」という。）については、あて名に当該国会議員関係政治団体の名称が記載されているか確認すること、これを1つ目の○としております。

次の2ページ目でございますが、1ページ目で削除したものについて2ページ目のところではきちんと、どう確認するかも含めて書いておまして、一番上のところで「あて名のない領収書等及びあて名が「上様」の領収書等については、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが一般的には推認されるものであるが、今後、当該国会議員関係政治団体の名称を発行者において記載してもらうよう助言すること」というのを加えております。

次のところは「なお」とあって、先ほどの1ページ目の下のところで名称を確認することの後ろになお書きとしてつけていたんですが、一般的に推認されるケースとしてこういうのもあるということで独立させておまして、「領収書等のあて名が、国会議員関係政治団体の正式名称ではなく、「〇〇事務所」のように国会議員の氏名を用いたものについては、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが一般的には推認されるものであること」としてございます。

下の方にまいりまして、国会議員関係政治団体の正式名称が記載されていない例として、現時点で考え得るものとして自動車関連諸費、携帯電話等といったものを挙げて、ほかがあれば、また今後公表した後に各方面から御意見があつて、なるほどというものがあれば、最終案に向けて追記していくこともあろうかと思っております。

次に「(3) その他」として記述をしておりました領収書等の確認でございますが、これを表題として「訂正等の確認」としております。また例として「記載が訂正又は消去された痕跡」とあるんですが、一見してわかることがはっきりするように「明らかに」を加えて、最初の例として持ってきております。それから3つ目のところでは「一般の法人が発行する」とありましたが、一般の法人にもいろいろありますので、小さいところでは市販の領収書を使っているケースも非常に多いのではないかとということで、ここでは一般の「大法人」ということで、名の通った企業がコクヨの領収書を使うことはないのではないかとというようなケースを想定していることがわかるように、「大」を入れております。

次のページでございますが、収入印紙の確認につきましては削除をいたしております。なお、こういった他の法令に関して違反があるようなケースについてどのように対応する

か、監査事項としての整理をしたペーパーがございますので、それを御覧いただきたいと思ひます。資料Fで、先ほど御覧いただいたGの前にございます、「政治資金監査における監査事項の位置付け（例）」としております。

表側に監査事項で、表頭に必須事項、必要事項、任意事項となっております。この必須事項、必要事項とはどう考えるかということで下の方に書いておりますが、一応ここでは法律上の監査事項とされていることから、これを見なければいけないということが明らかだろうというものを必須事項、また今回、監査マニュアルで監査で確認することが必要ではないかとされたものを必要事項としております。そして、法律上も監査マニュアルも確認することが必要とはされていないが、任意に確認することもあるというものを任意事項として考えた場合、1つは会計帳簿の記載事項については必須事項になるのではないかと、領収書等についてはまずあるかないかは必ず見なければいけない、また領収書等の記載事項、支出の目的、金額、年月日については必須事項になるであろうと。一方あて名については今回確認していただくことにマニュアルとなっておりますので、ここは必要事項になるであろうと。収入印紙については任意事項になるのではないかと。また人件費の領収書、これも領収書でございますので必須事項と。領収書がない場合には、人件費については賃金台帳、源泉徴収簿を確認するとマニュアルでしておりますので、これは必要事項であろうと。またその際に、いろいろな違反が見つかるケースもあるだろうということですが、源泉徴収義務違反、労働基準法違反の問題は任意事項ではないかと。また公選法については公選法違反がないという確認をヒアリングでとることにいたしておりますので、必要事項になるのではないかと、というふうに整理されるのではないかと。

では、この任意事項についてどうするかということで、先ほど資料Bから収入印紙について落としたのですが、これに対応するものとして資料Cの2ページを御覧いただきたいと思ひます。

一番上のところですが、「書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるものは、次のとおりである」というところに、これまでは「なお、その他の事項のヒアリングを妨げないものである」と書いていたのですが、ここの部分について、「なお、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものである」と、任意事項であることについても、ここで確認をすることは妨げないということを入れてはどうかということでございます。

若干資料Cの一部に入りましたが、資料2並びに資料Bの説明は以上でございます。

【上田委員長】 何か御意見とか御質問がございましたらどうぞ。

【池田委員】 資料Bの1ページの中ほど、4つ目の○ですね。ここで、振込明細書の場合には支出の目的が記載されていないから、領収書等に該当しないんですね。支出の目的書を作成すればいいということですよ。

【松崎参事官】 一応法律において、振込明細書については支出の目的書をあわせてつくることにはなっております。

ここでは、領収書を確認したとき、振込明細書だけで領収書としてオーケーとはできません、ということだけを注記しております。

【池田委員】 はい、わかりました。

次に2ページの下から2行目、一般の大法人、「大」を入れられた理由なんですけれど。中とか小とかいうところでも独自で領収書を印刷しているところがありますよね、市販ではないという区分の中で。どうして大だけ入れたんですか。

【松崎参事官】 ここは逆に、「一般の法人」といったとき実際に市販の領収書を使っている例はよくあるではないかと言われますので。ですから、監査に入られたとき本当に名の通った大企業でそういうものが出てきたら明らかにおかしいと。やはり明らかにおかしいものをはっきりさせるという意味では「大」と。ですから、監査の中で「中」でおかしいなと思ったことにさらに聞いていただくことを妨げているものではございませんで、例示として明らかだということ強調したいということでございます。

【上田委員長】 今の池田委員のおっしゃることも、趣旨は理解できるんですけど、「大」と書いたら何か、「大」だけかというふうになっちゃうんですけど。表現というか読む人の受けとめ方とかいうことなんですけれど。今、参事官がおっしゃった趣旨で。

【池田委員】 大中小の定義みたいなものが税法上はあるんですけどね。でも一般的にはどうなのかな。資本金幾ら以上を「大」と言うとかいう話になりますね。まあ、そういう疑問がちょっとありましたもので。

それから3ページの収入印紙なんですけど、これを外すことによって資料Cの2ページの上の方に入れたとおっしゃっているわけですね。なかなか工夫されたと思いますが、いわゆる源泉の問題とか収入印紙の問題とかいうのは関係法令上の問題点ということにくっつけてしまうと、こういうことですね。さすれば、この研修会のテキストであるとかQ&Aとかのところで、そういうことを表現していただきたいんですね。例えば印紙の問題とか源泉の問題とかいうところを。これはよろしくお願いします。

【丹下事務局長】 わかりました。承知いたしました。

【牧之内委員】 ちょっと2点。資料Bの1ページに「領収書等の3要件」という表現を使っているんですけども、何かちょっと違和感があるんですけど。条文上、領収書は何かと定義して、「これを領収書と言う」というような書き方ではないですよ。政治資金規正法上の領収書にはこういう記載をする必要がありますよということを言っているわけですよ。一般的に領収書とは何であると法令上定義したものはなくて、民法上は、弁済した者が弁済を受けた者に対して領収書の提出を求めることができるというような表現になっていると思いますが、だから弁済をした者に対して出すというのはまさしく要件なんだと思います。ただそれは政治資金規正法の条文上、記載事項とはしていない。当然、弁済をしたものに対してもらっているのが領収書なので、それを外して「要件」という表現は、私は非常に強いような印象を受けるんですけど。だから「領収書等の3つの記載事項の確認」というような表現の方がむしろ誤解を生じないんじゃないかと。で、要件が整っているのに、今度はあて名は何なのと。要件と言うと、あて名は余計なことをさせているということに逆になってしまうんですね。ちょっとここは表現を弱めた方がいいんじゃないかというのが1点です。

それからもう1点は、2ページの○の1つ目、2つ目に、「関係政治団体に対して発行されたことが一般的には推認されるものであるが」と、その下にもあて名が「○○事務所」と言っても「一般的には推認されるものであること」と。一般的にそれが自明でありますというような書き方をしているんですけど、何となくすんなり来ない、ちょっと抵抗感がある。要するに監査の取り扱い上、こういうものは一般には推認されるというふうに取り扱っていいですと、あんまりそれ以上中身に入り込まなくて結構ですということを言おうとしているんだろうと思うんですね。そうすると、「一般的に推認されるものである」というのはちょっと強いということですか、もうちょっと表現を、今の趣旨に即したい表現ができないかなと。

その2点です。

【松崎参事官】 これまでも領収書については3要件と言ってきて、対外的にもそういう説明をしてきておりましたので、対外的にはこの言い方でも違和感はないのではないかと考えております。ではあて名は余計なのかということではなくて、今回そういうことも確認するということを明らかにしていくことで、いかがとは思っておりますが。

【上田委員長】 今、牧之内委員がおっしゃったみたいに、見出しで「3要件」と来る

とかなり響きが強くなる。「領収書等の3つの要件」ではよろしいですか。

【牧之内委員】 3つの記載事項なんですよ。記載事項と書いたとしても、誤りじゃないのでね。3要件というのは何か使っているんですか、今までの公式な通達とか何かで。

【丹下事務局長】 これらは法定されている要件ということですから、このように記載した訳です。ただ、3要件という表現はちょっと強過ぎて、ほかの部分と実質的に差があるみたいにとられることも考えられます。おっしゃるとおりなので、これは少し考えさせてください。より正確な表現ぶりに直しますので。

例えば「3つの記載事項」か何かでよろしいですか。

【牧之内委員】 ええ、それでもう。

【丹下事務局長】 それで改めさせていただきます。

【小見山委員】 それ以下のところでも随分「3要件」という言葉を使っていると思いますが、それも全部変えられますか。

【林崎政治資金課長】 「3事項」で。

【上田委員長】 そういうことで事務局はよろしいですか。

【松崎参事官】 はい。修正をします。

【上田委員長】 次の牧之内委員がおっしゃった、2ページの頭のところです。「一般的に推認される」というのは、だれもがそう思うでしょうという話なんですよ、広く。

【牧之内委員】 いや、私の感覚だけですので、ほかの委員の方が特に違和感がなければ結構ですけど。

【上田委員長】 だから、あて名のない領収書を持ってきても、政治団体の事務所に備え付けていて、それが会計帳簿に入っていれば、一般的にはその事務所がその領収書を受け取ったんでしょと、それが普通の市民の常識でしょと。こういう書きぶりになるわけですね。

【松崎参事官】 裏返して、例えば特段の事情がない限りそうだという言い方もあるかと思うんですが、そうすると特段の事情というのはどういうケースなんだという説明をしなければならぬと我々も悩みまして。「一般的に」という言い方で、通常はこれでオーケーで監査を進めていただければということで、こういう表現ぶりをとっております。

【谷口委員】 監査のルールは我々委員会として定めればよいのであって、市民の常識がどうであるというのを我々が定めるわけではないので。要するにこれは我々政府として考えるが、ということですよ。ですからそこで一般常識を持ち出す必要はないという点

で、少し表現ぶりを。実質的な内容については全く、何ら異存はないので、ちょっとお考えいただければという趣旨じゃないかと。

【牧之内委員】 そうそう、おっしゃるとおりです。

【上田委員長】 今回の谷口委員の御発言ですけれど、それでよろしいですか。

【牧之内委員】 ちょっとどういう方法があるのか、あれですけれど。「関係政治団体に発行された」と推認するが」……。

【松崎参事官】 まあ、監査ですので、発行されたものとして取り扱って差し支えないというふうにするか。

【牧之内委員】 「発行されたものとして推認するものとする」とするか。

【松崎参事官】 監査ではそうですよと。

【上田委員長】 推認という言葉は、ちょっとあれなんですけどね。

【牧之内委員】 強いですか。

【上田委員長】 こういう場合を推認と言うかどうか。「一般的にはそう取り扱われる」。「取り扱う」。このようにしましょうか。

【牧之内委員】 「関係政治団体に対して発行されたものとして取り扱うが」というようなことですね。

【小見山委員】 「一般的に」も取るのですか。

【牧之内委員】 だけど、例外があるんだろうか。

【丹下事務局長】 わからないですよ、現実にはそこまで。

【松崎参事官】 やはり先ほどの特段の事情みたいなケースがある。

【牧之内委員】 かもしれない。

【池田委員】 すみません、もう1点いいですか。

資料Bの1ページの、「領収書等の」の「等」の中には、その他の支出を証すべき書類というのがあるわけですね、11条に書いていますよね。これは例えばどういうことを言うんでしょうか。「領収書等」の「等」には何が入るかということですが。

【松崎参事官】 例えば普通の店舗で発行されるレシートなども含まれるかは考えているんですが。「領収書」という表題がなくレシートがぱぱっと打たれても、日付と金額と何を買ったかというのはその書類上明らかになりますので、それが支出と証すべき書面と。それで「領収書等」の「等」に含まれるということで、「領収書等」としてセットで理解しております。

【池田委員】 ということは、ただのレシートでも支出の目的というものが必要ですよということになるわけですね。

【松崎参事官】 その場合の支出の目的については、何を買ったかが明らかであればいいです。

【池田委員】 それは何かに記載する必要があるわけですね。

【松崎参事官】 会計帳簿における摘要のところに書いていただきます。

【池田委員】 というのは、「(法第11条第1項)」というふうに括弧書きをしていますので。1ページの表題から2行目ですね。こういうふうに括弧書きしてある限りは、きちっと法律の条文を入れた方がいいのではないかなと思うんですけど。ここできちっと領収書等の説明をしていますよね。

【上田委員長】 今の池田委員の御発言の趣旨は、整理しますとどういうことに。

【池田委員】 政治資金規正法の第11条第1項をちょっと見ていただきたいんですけど。関係資料の9ページですか、そこに第11条がありますね。2行目の中ほどから「当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）」と定義付けしていますよね。だからこう定義付けしているなら、このとおり正確に文章を入れた方がわかりやすいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

【丹下事務局長】 第11条第1項の法律の条文をそのままきれいに入れ込んだ方が、紛れがないということですね、おっしゃられているのは。それでは文章表現を変えさせていただきます。例えば「領収書等（領収書その他の支出を証すべき書面）」と書けば、はっきりするわけですよ。括弧で入れさせてもらいます。

【池田委員】 税理士が監査するとき、領収書というのは必ず内容に差がありまして。という概念があって、収入印紙もとにかく全部そろっているのが領収書とっていますので、政治資金規正法上の領収書等というのはこうなんですよということをここで説明してやってほしいんです。そうでないと、「こんなずさんなことでいいの」という話が出てきますから。

【谷口委員】 今のところで1点確認させていただきたいんですが。第11条の読み方なんですけど、今、池田先生から御指摘のあった「当該支出の目的、金額及び年月日を記載した」というのは、「支出を証すべき書面」の方にかかるわけですか、それとも「記載した領収書その他の支出を証すべき書面」と読むんでしょうか。要するに3つの記載事項というのは「領収書」だけにかかってくるのか、「その他の支出を証すべき書面」の方にもかか

ってくるのかという点です。前回も私、タクシーのレシートの例を挙げながら御質問させていただいたんですが、本日はタクシーに乗ってきていませんので持っていませんが、通行料とかいう目的というのは出ていないと思うんですよね。何々会社、幾ら、年月日しか書いていないので、もしかしたら3つの記載事項を満たしていないかもしれないけれども、前回の話ではこれも「等」に含めてよいという御判断だったかと思います。ですから、この読み方について定まった解釈というのがあれば、ちょっと確認させていただきたいんですが。

【林崎政治資金課長】 第11条の今の部分につきましては、「領収書」、「その他の支出を証すべき書面」の両方にかかっているというふうにこれまでも読んできております。タクシーのレシートがどうなっているかちょっと確認してみますが、おっしゃるようなことがあるかもしれません。

【谷口委員】 先ほどの例にも出ましたが、タクシーにしてしかり、レシートなんかでも割合古いレジスターみたいなもので品名が書いていないような場合は、「等」に含まれないという解釈ですね。

【林崎政治資金課長】 厳密に言えばそういうことになってしまいますね。

【谷口委員】 今、委員長のお持ちものを見せていただきましたら、「通行料金」と入っていますね。

【上田委員長】 先ほどの「一般的には推認される」というところは、どういたしましょう。「一般」を取ってしまいますか、それとも「発行されたこととして取り扱う」ということにしますか。2ページ一番最初のところですね。「あて名のない領収書等及びあて名が「上様」の領収書等については、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたこととして取り扱えるが」。だから、何か特別な事情があった場合は特別の事情としてやる、わざわざ「一般的に」という言葉は要らないんじゃないかと。

【谷口委員】 もし何か例外事例みたいなものがあると想定するなら、「取り扱ってよい」とか「差し支えない」とかにして余地を残す。

【上田委員長】 「一般的」を抜くんだったら、その方がいいかもわからないですね。一応そういうふうにしましょうか。じゃあ、そういう方向で検討いただいて。

【小見山委員】 すみません、ここは「取り扱える」じゃなくて、「取り扱うことができる」ような、考えられるという含みを入れていただきたいんですね。つまり今皆さんがおっしゃっているとおりなんです、特にこの文章だけ独立するとつらいのは、この収支報

告書に載っている支出に対する領収書ということは、本当はその「領収書」の前に形容詞がずっと長く続くはずなんです、それが全部取られておりますので、どんな領収書でもこうなるんじゃないかと、とにかくこの支出に載っている部分に対応する領収書は、ということでございますので。それを取ってもよろしいんですけども、今言ったような形で語尾のところだけ気をつけていただければと。

【丹下事務局長】 一応、確認の意味を含めまして、2行目からですね。「発行されたものとして取り扱うことができる」という表現でよろしいですか。そして、下の2行目は「当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして取り扱うことができるものであること」と。それでよろしいですか。

【上田委員長】 委員の皆さん、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 ではそういうことで修正していただければ。

【丹下事務局長】 わかりました。

【上田委員長】 先ほど資料3の一部に入っていますが、「政治資金監査実施要領(現場対応マニュアル)～会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項～」ですが、これについて説明をお願いいたします。

【松崎参事官】 それでは資料3と資料Cについて御説明させていただきます。資料Cの方を御覧いただきたいと存じます。

修正点でございますが、1ページ目は変わっておりません。

2ページ目を御覧いただきますと、2行目は先ほど御説明いたしましたとおりでございます。その・のところでございますが、最初のところでは固定資産税を削除しております。これは政治団体が所有してなおかつ固定資産税を払っているというケースがあまり想定されないということで、そこは削除をしております。それから2点目の「事務所費に事務所の借料損料が記載されていない場合における借料損料」、これをヒアリング事項とするかどうかでございますが、ここについては削除をしております。これを削ったのと合わせて3ページ目の中ほどについて、事務所費に借料損料が記載されていない場合確認するという記述を削除しております。

2ページに戻っていただきまして、もう1つは下から2つ目ですが、「支出項目の区分の分類については、省令で定める分類基準に照らす」と。会計帳簿の記載要領自体に明確な基準となるようなものが現時点で示されておられませんので、基本的には省令で定める分類

基準に合っているかどうかということになりますので、「分類基準に照らし」ということに変えております。

それからこの事務所費の借料損料のことにつきまして、マニュアルに記載するかどうかということで資料Eという論点ペーパーを御用意しておりますので、こちらを御覧いただきたいと存じます。

事務所の借料損料が記載されていない場合ということで、論点の背景としまして、支援者から事務所を無償で提供されているにもかかわらず収支報告書に記載されていなかったことが、一連の問題の中でありまして、こういうものを今回の監査の中でどうするかということで、対応案として、1つはヒアリングでの確認は行わず、不適正な取り扱いがあるとしてもそれは収支報告書の公開を通じて国民側が判断する。一方で②としましては、監査において借料損料について不適正な取り扱いが疑われる事案があった場合には、委員会に照会をしてもらってその段階で委員会として議論するというのもあるのではないかとしておりますが、考え方としまして、当面①の考え方ではいかがかと。同様の事案が積み重なり、監査でチェックすべしということになれば、また②についても検討するということがよいか。

①の考え方をする理由として幾つか掲げておりますが、1つは、今回の事例につきましては、借料損料が記載されていないということですので領収書等がない、また会計帳簿に記載されていないということになりますので、会計帳簿に記載されていない支出を確認するということですので、今回の政治資金監査では領収書と会計帳簿、収支報告書の整合性を確認すると言われているものからすると、その範疇を超えるのではないかとということ。また一方で、借料損料の確認を行った場合、収支報告書の訂正の問題がまずございますが、そのほかにも仮に無償提供ということであれば無償提供した側の問題などもさらに出てくるのではないかとということ。それから、そういった事務所の問題にとどまらず、労務の提供あるいは車の提供等々の問題、いずれも領収書等がなく会計帳簿に記載されていない事項に対する監査が非常に広がりを持つてくるのではないかとということ。こういったことも考えますと、すべての監査人の方にやっていただくものとしてマニュアルに記載するのは、非常に重い責務になるのではないかとことを考えまして、現時点では削除しております。

事務局からの説明は以上でございます。

【牧之内委員】 借料損料については、今回の制度改正の背景の1つでもあるわけですから

から、これに全く触れないというのはちょっとまずいんじゃないかと。委員会の責務として、私はまずいんじゃないかと思えます。確かに労務とか車の無償貸与とかそういうものまで入っていく可能性はあるんですが、明らかに事務所を使っているというのはどこでもある話で、そこに事務所費が計上されていないというのはだれが見ても「必要な経費が載っていないね」とわかるわけですから、それについて何も聞かなくていいですよという指針を委員会が示したというわけにはいかないんじゃないでしょうか。何が問題かという、収入の方にそれを計上して、支出にも同額を計上する、その額をどうするかというような話、あるいはその後の税の問題とか派生する問題が出てくるので、そこはちょっと明確なことが言えないので、ヒアリング事項に書かないと。こういう趣旨のようですけれども、先ほど言った理由から、委員会としてこれに触れないわけにはいかない。ただし、どんどんどんどん突き詰めていくと非常に難しい問題が出てくるわけでありまして。

私は、中間的な案というわけではありませんが、どうして事務所費がないのかということとはヒアリングをして聞く。それで「無償提供を受けております」と言ったらそのことを確認するというので、それを「収入にちゃんと上げなきゃいけませんね」ということは、口頭で言うことは構いませんが、それを必ず言いなさいというともう収入の話に入りますので、そこはちょっと切り離して、支出のところでは計上されていないのはなぜですかと聞くと。それが無償であればそのことを確認する。そこまでは少なくとも行うべきではないかと。ということで、外してあるのはもう1回考え直した方がいいのではないかとこの意見です。

【小見山委員】 まさにおっしゃるとおりだと思うんですが、ただ私どもが非常に懸念しておりますのは、実際に監査をする者にしてみますと、5年、10年こういうものが続くとき、いわゆる限定列挙のような形でその項目はやりなさいとマニュアルに書かれますと、一般の方たちが見たとき将来ほかのものはどうなんだとって、そういう項目がどんどん増えてくる。というのが非常に我々にはつらいところがございます。前にもお話ししました網羅性の問題で、何でこれは聞かなかったのかと言われたとき、事務所だけ聞いて、外に車があったけど無償で貸与されているのか、事務所の中にコピーマシンなんかあったはずだけどこれはどうなんだとか、そういうことまで聞いていかなきゃいけなくなってくる。ということが非常に、私ども監査人としてつらい状況にあるということが1つです。いわゆる網羅性の問題ですね。

もう1つは評価の問題でございます。実際にこういうものがヒアリングをしたとき抜け

ていました、収支報告書の支出のところに抜けていましたという状況で回答いただいたことを、監査報告書に「抜けていましたという回答を得た」というのでとどめていいのか。それは支出として書いてもらわなくてはいけないということを、今度は我々の方で提案しなくてはいけないわけですね。それをする、しないは彼らの勝手かもしれませんが、提案はしなければいけない。そのとき、牧之内委員がおっしゃったように次には評価の問題が出てくるということがあります。

私どもとしましてはできれば、先ほどの収入印紙ではございませんけれど、これらは必ず研修のときに挙げていただいて、こういうものに関してはやっていただきたいということをごちからから御説明させていただくような形にさせていただいて、マニュアルの中に文面として1つの項目をとってこれは必ずやりなさいというようなことは、今回は控える形ではいかがでしょうかということです。

【上田委員長】 今の御提案は、研修の場などにおいて口頭で説明すると。文章の形では、項目としては挙げないという、監査する方のお立場の御意見です。

池田委員はどうですか。同じ監査の立場で。

【池田委員】 あまりにもこれは荷が重過ぎるテーマですね、監査人としては。収支報告書等の公開によって、国民の判断に委ねることになれば、議員さんも襟を正していくのではないかとこのころしかないのかなと思いますね。

【谷口委員】 私はどちらかと言えば牧之内委員の御意見に近いのでありまして。確かに両先生がおっしゃるとおり、計上されていない場合どうするのかという処理についてまで助言又は指導することになると、これは非常に大変なことになる。そこまで求める必要はないと私も考えます。ただ他方で、牧之内委員がおっしゃったとおり、これはまさに今回の改正のきっかけにもなった1つでありますし、また借料損料が計上されていない場合は、当該事務所が議員会館に置かれている以外の場合、これはかなりの確率で政治資金規正法違反である可能性の中で、それを看過してよいというような議論をここでした形跡は残したくないと私は思うんです。ですから、少なくとも公選法違反の疑いがある事項、あるいは政治資金規正法違反のある事項については、ほかの法律違反とは1段重たい扱いをすべきではないかと考えます。ですから繰り返しますと、その先の処理の仕方まで何か助言をしるか指導をしるかというところまでの義務は負わせるものではないけれど、これは適正に処理をしているんでしょうね、という一言を入れることによって、逆にその責任を会計責任者の方に転化するという手続を1ステップ置いた方が、監査人にとってもよいこ

とではないかと私は思います。

【小見山委員】 おっしゃることはよくわかるんです。私が今申し上げた点は2点ありまして、1つは評価の問題ですから、それは今おっしゃったその先の話ですね。1つ目はいわゆる網羅性の問題でして、1つの項目に限ってこのことをおっしゃるといのは、過去にそういうものが原因でこの政治資金規正法が改正されたことに糸口があるということでは、それはよくわかるんですが、行う監査人としてしましては、自分が事務所を回りまして、まさに自分がいるところの家賃はどうだという話はできますが、目につくコピー機、目につくいろいろなものがどうなっているんだということも、すべて自分から言っていかなくてはいけなくなってまいります。私どもが唯一のものとして出すのは、例示列举なのか限定した列举なのかということになってきたときは、例示のはずなんですね。そうなりますと、ほかの収支報告書に書いていないものも聞けということ強いることにはならないのか。ということが私は心配なんですね。

【谷口委員】 私は政治資金規正法の方ばかりいつも見ておりますので、あるいは私の立場上でいうと公務員倫理法もそうですが、その規制自体が個別の事案に基づいた例示ばかりでございますので、例えば未公開株をもらっちゃいかんとか、この政治資金規正法自体が既にそういった個別の事案に立脚した例示ばかりでございますので、そのこのところについてはあまり御懸念には及ばないのではないかと、私は考えますが。

【小見山委員】 この間お話ししましたように、網羅性と申しますと、監査人が専門家として自分が経験してきたものとして考えられる範囲ですべてヒアリングをなささいというのと同じことになってまいりますから。本来の趣旨は、収支報告書にあるものの領収書はありますかということからこの監査人の義務が発生していると思いますので、帳簿の支出の部分に記載されていないものについて、あえて項目を挙げてこれは質問しなさい、そのうちの1つの例ですよというのは、ちょっと監査人に対する義務が重くなってくるんじゃないかと私は思うんですけれど。

【牧之内委員】 1つの例というのではなくて、このヒアリング項目というのはヒアリングをすべきことが限定的に書いてあるということで、その他の事項についてヒアリングすることは妨げないというわけですから、ここに書いてあることはやってくださいよ、そのほか御自分の考えで気づいたことをいろいろされるのは、それは構いませんということですから。委員の御心配なされる点は、御専門の立場から私も理解できるんですけれど、現段階でそこまでの心配をされる必要は、私はないんじゃないかと。特に労賃の問題とか車

の問題とかというのは、現実にただポッと気づくんじゃなくて相当中に入っていないとわからない話でもありますから、そこまでこの監査の中で求めていくことはなかなか難しいでしょうし、むしろ逆に研修会等の中では、そういうものまで求めているのではないよと。ただし事務所の問題というのは非常にわかりやすい話だから、これはやってくださいということだとどめていいんじゃないでしょうか。

【小見山委員】 もしおっしゃるようなことを書かれるのであれば、限定的に「これだけは」というような表現を入れない限り、それこそ先ほどの推測じゃないですけども監査報告書を読む読み手の方が、ほかのところはどうなっているんですかというような推測をしてくると思うんです。読み手の方はいわゆるマニュアルを読みませんから、監査報告書をお読みになります。ですから監査報告書でこのことを除いて何もありませんでしたというとき、例えば賃料が支出に上がっていませんでしたという一言だけでお読みになりますと、じゃあ、ほかは上がっているんですねと。そういうことが、私どもとしては今まで監査をしてきた経験上、読み手の方の考え方を考えたとき、ちょっと懸念するんですね。逆に言えばそれが監査人に覆いかぶさってくる責任といたしますか。

皆さんの意見には全く賛成なんですよ。本当にそういうことはチェックさせたいんですが、そのことを1つ出すことによって、監査人が予想外のものまで、いわゆる支出の項目に上がっていないものまで確認しなさいと、もちろん入っていれば確認しなくていいわけですが、そのところだけなんです。いわゆる原則論である帳簿に記帳されていることの領収書のチェック、以外の書いていない項目ですからね。

【牧之内委員】 読み手の方の心配ということであれば、このマニュアル、指針で書こうと書くまいと、例えば事務所費が収支報告書に計上されていないとなると、普通の人か読み手でもわかりますから、これは一体どうなるんですかという質問が必ず来ると思うんですよね。そのとき「会計帳簿に書いていなかったから私たちは何ら関係していないんです」と言う方が、かえって責任をとっていないというか、むしろそっちの方が問題になってくるんじゃないでしょうか。

【小見山委員】 それはおっしゃるとおりなんですけれども、何度もお話ししましたようにこの監査というのは、あくまでも常識をもってすべてをやる監査というよりも一歩先に出ているんですね。いわゆる記帳されてきたものが正しいかどうかの裏付けをするだけのものだというふうに我々は理解して、スタートしたはずなんです。ですから常識を持ってすべてを見ていくということになってまいりますと、もっと範囲が広がってくるのでは

ないでしょうか。例えば地方の選挙区にいる方でそこに政治団体があれば、この人がそこで働いているということはわかる。で、その人件費はどうなっているのというような話とか、もっともっと広がってくると思うんです。ところが例えば東京の監査人がそちらへ行かれて、その場でやられる、そのとき人はいなかった。そうしますと、その人件費について質問する常識すら、その監査人は持っていないわけです。ただ読み手の地域の方たちは御存じだと。そうやってまいりますと、その辺の言い訳といいますか、それがなかなかつらいんじゃないかと思います。ですから私はできれば、そういう個別の事情もいろいろとあると思いますので、原則に立ち戻って、帳簿に記載されている事項の領収書のチェックという形で一旦マニュアルは終わらせていただきまして、それ以外の研修などで、こういうものについては聞いてくれとお願いするような形ではいかがでしょうか。

【上田委員長】 お2人のお話を伺っていて、両方とも正論なんですけどね。

どうでしょう、これはもうちょっと、後にまた検討するということでよろしいですか。

【丹下事務局長】 確かに両論あって、両方とも非常に説得力がある、それで前回私も悩みながら整理していると申し上げたと思うんですけども。

この問題は、指摘自体はできるんですが、ものすごくそのあとの奥が深いんですよね。この問題の奥の深さといいますか広がりがどこまで行くか、ちょっとまだ現状ではつかみ切っていないところがございますので、これを夏休みの宿題にさせていただきまして、次回以降に向けて政治資金課の御協力をいただきながら、どういうケースが典型的に考えられるのかとか、指摘したらどういう結果になるのかなど、問題点とそのフォローがどこまでできるのかということを含めて、考えさせていただきたいと考えております。既に監査マニュアルの総論で委員さんに御了解を賜りましたが、議論の対象となりうるのはあくまで外形的、定型的な監査なんですよね。その範囲内でできることがどこまであるのかどうか、1カ月程度お時間をいただいて仕上げたいと思っております。

【牧之内委員】 実際に事務所経費が全く上がっていない事務所っていうのは、結構あるんでしょうか。ちょっとわかる範囲で教えていただきたいんですが。

【林崎政治資金課長】 例えば光熱費がゼロとか、人件費がゼロとか、事務所費がゼロというのも中にはありますね。そこから見る限りは何とも言いようがないんですけども、例えば同じ場所に2つの政治団体が存在してその経費の仕分けをしていて、片一方の団体が同じスペースの光熱費を計上して、人件費はもう片一方が支払うことにしているとかいう取り決めを、その2つの団体でしているといったような姿があらわれることもあるでし

ようし、例えば単純に知り合いがやってくれているので人件費はゼロだと思ってゼロにしていますというようなこともあるかもしれませんし。ただ、事実としてそういう収支報告というのはあります。

【小見山委員】 本当はここでこういう話をさせていただくよりは、会計責任者に対してこれはこういうふうにあるべきなんだ、こうやってつくるべきなんだと、こういうのは書かなくちゃいけないものなんだという、言い方はおかしいですがそれが本来あるべきものでして、我々はそれを見てチェックするというのを本来やりたいんですね。したがって、例えばこれを1つのきっかけに会計責任者だけ集まっていたいただいて講習会をしていただくとか、監査人の講習会だけじゃなくて会計責任者に対する講習会、逆に講習会を受けないと会計責任者になれませんなんてことはないですけれども、そういうところでこれはこうなんですよというような御説明を本当はさせていただくと、牧之内先生と突き合わせてこういう御議論をさせていただくことはないかと思うんです。私も本当は、これはあるべきだと思っておりますしね。

例えば池田先生の御専門の法人税の別表などは、いろいろなケースを挙げて、本来ないところは斜線が引いてあるわけですよ。ですからそういうところは書かなくていいんだとか、逆に言えば項目として収支報告書があるとすれば、収支報告書の支出のところにタイプを打って、この項目は必ず金額が出てくるんだと、例外というのは本当に少ないんだとかいうようなフォーマットにするとか、そういう形で会計責任者に御指導いただくとか。そういうことになると、なるほど、ここは絶対数字が返ってくるんだと会計責任者がわかりますし、監査する者もこれは必ずなくちゃいけないんだと。本来はこういうふうになるんじゃないかと思うんです。ですから、監査における手続についての議論でこういう項目を挙げるというよりは、本来は会計責任者が書くべき収支報告書のあり方に議論を移していただくのが本当はありがたいと。こう思っている次第でございます。

【池田委員】 いわゆる専門家としての確認監査ということになりますよね。そうすると弁護士、税理士、会計士というような専門的な職業上の使命というものはあるわけですよ。そういう物の見方をするのかどうかということですね。そうじゃないでしょ、監査人としてということですよ。そうすると原点に帰ると、収支報告書と会計帳簿と領収書というのが主役なんですよ。だからそこに一遍帰って見たら、家賃をとっていなければならぬというのは、社会一般通念上、常識上はそうかもしれないけれども、例えば専門家的に私が税理士という立場で見たら、無償で貸しましょうという契約があったらこれはおか

しくないんですよ、使用貸借というのがあって。ですからそういう契約があれば別にいいんじゃないのという判断をしたとき、どうしてここをさわるの、領収書と帳簿の話じゃないんですかと。その辺がちょっと我々としては、これから税理士が監査人になったとき、おかしいねと言うけれどちゃんと契約書に無償ですと書いてあれば、それでいいとなってしまふんですね。そこをどう整理するか。

【牧之内委員】 それは異議ないですね。それを収入に上げて支出にも上げなきゃいけないとなるから難しくなるんですよ、その後が。

【林崎政治資金課長】 寄附からスタートするわけですね。

【池田委員】 いや、寄附金にならないです、税法では。

【林崎政治資金課長】 税法上はそうですけれど、政治資金規正法上は……。

【池田委員】 そうすると金額をどうして決めるかという問題がある。

【林崎政治資金課長】 そうですよ。おっしゃるとおりです。

【池田委員】 だから監査人が荷が重いというのは、そこなんです。

【上田委員長】 今、池田委員は税理士さんの立場でおっしゃっているんですね。

【池田委員】 そうそう。

【上田委員長】 だから、第三者の目はそうなんですよ。

【松崎参事官】 今回、監査人の方には委員会で実施します研修を受けていただいてから監査していただくということで、研修の中で前回ちょっとお示しましたように政治資金規正法の概要もやっていただくようになるんですが、その半日の研修の中での公選法ですとか政治資金規正法の知識を得た方でも、監査がちゃんとできるような形のマニュアルにしていく必要があると思っております。

【谷口委員】 今、るる御議論がございましたとおり、確かに載っていない支出について確認をしろということは、小見山先生がおっしゃるとおりいかに政治資金規正法上重要であっても、言うなればアリの一穴になることをおそれるという御議論はよくわかります。ですから、小見山先生の後のお発言にもあったとおり、第一義的にはこれは会計責任者のきちんとすべきことなわけですよ。他方で先ほど牧之内先生と私が申し上げましたとおり、やはりここは法改正のそもそもの部分であるので、立法者意思というところから考えるとなかなか引くに引けない部分でもあるという点もあるので。

1つは折衷案的と申しますか、この手の話というのは会計責任者に対する、本日の資料で言うと帳簿記載要領の方でしっかりと書いて、こちらのヒアリングの方では概括的に、

ちゃんと記載要領にのっとって書いていますでしょうなというような確認を概括的にしていただくという構成というのは、1つあるかもしれません。

【上田委員長】 今の御提言も踏まえて、ちょっと次回か次々回かもしれませんけれど、お時間を使って検討していただきたいと思います。

【丹下事務局長】 いろいろな手法の可能性について検討させていただきたいと思っております。

【上田委員長】 何かほかにも御質問はございますでしょうか。

では次の資料の御説明をお願いいたします。

【松崎参事官】 続きまして、資料Dの御説明をさせていただきたいと思います。

政治資金監査報告書の記載要領でございます。この資料Dにつきましては、本日は公表の予定ではございません。前回御検討いただきました報告書につきましては、この資料Dについては朱書きというよりかなり抜本的に変えております。どこをどう直したかというのはこれから御説明させていただきますが、基本的に、前回はヒアリングにおいてどういふことを聞いたか、又はヒアリングの過程でどのような回答があったかといったことを監査報告書に盛り込むということで御提示させていただきまして、監査報告書はもつと簡潔にまとめるべきであるという御意見をいただきましたので、それを踏まえましてこのように整理をしましたので、御覧いただきたいと思っております。

まず1ページ目でございますが、これは監査事項について確認できないものがない、基本的にはちゃんとしていたというケースでございますが、これにつきましては「2. 監査の結果」のところ「私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである」、(1)から(4)まで書いておりますが、これは法律にございます監査事項について、会計書類等が保存されていた、また会計帳簿に支出の状況が記載されていた、会計帳簿を備えていた、収支報告書に支出の状況が表示されていた、徴難明細は会計帳簿に基づいていたといったことを記述して、監査結果としているものでございます。

続きまして3ページ目を御覧いただきたいと思っております。これにつきましては、前回の説明と若干異なる部分がございますので御説明したいと思っております。

前回、会計帳簿に住所の記載をどうするかということで論点として御説明させていただきましたときには、会計帳簿の住所の記載が不備である場合には指摘をする。指摘はするが、監査報告書には記載をしない。指摘をした後、会計責任者がきちんとそれを直したかどうかの確認もしないということでいかがでしょうかということで、特段御議論がなかつ

たところではございますが、先ほど見ていただきました資料Fでございますが、「政治資金監査における監査事項の位置付け（例）」という表でございます。これを今一度御覧いただきたいと思えます。

この資料の中で、一番最初の会計帳簿の記載事項、これは今回の監査においては必須事項になるであろうと。要するに会計帳簿にその年の支出の状況が記載されていたかどうかということが監査事項になっておりますので、必須事項になるだろうと。そうしますと、この必須事項について問題がある場合には、やはり監査報告書にも何らかの記述が必要ではないかと考えた次第でございます。それから領収書等の存否で亡失しているということについては、前回も御議論いただきましたが、領収書等の亡失等の一覧を作成して、それを監査報告書に添付していただくことで監査報告書上も明らかだと。会計帳簿に記載不備がある場合も、監査報告書でやはり明らかにしなければいけないのではないかとということで、特に4ページ目を御覧いただきたいと思えます。監査の結果の（2）のところの下線が引いてあるところでございますが、「〇〇の記載不備が一部に見られたものの」という言葉を入れてはいかがかと。仮にこれがないと「会計帳簿にはその年における支出の状況が記載され」という文章になってしまいますが、実際、住所の記載がないにもかかわらず会計帳簿には支出の状況が記載されていたと書き切ってしまうと、監査人の立場からすると事実と反することを書いているかのようにもなってしまいかねないということで、やはり書いていない部分があったということは、監査報告書上、明らかにせざるを得ないのではないかとということで、このような表現で盛り込んだらどうかということでございます。この〇〇の中には、下の米印で書いておりますように、例えば「支出を受けた者の住所の記載不備が一部に見られたものの」といったような表現で盛り込んではどうかということでございます。

続きまして5ページ目でございますが、これは領収書等の亡失がある場合ということで前回も御覧いただきましたが、「監査の結果」の一番最初のところで、「別添の「領収書等亡失等一覧表」を除き、以下のとおりである」という形にして、あとは（1）から（4）まで記載をします。なお領収書等の亡失のほかにも、ヒアリングの結果なお確認できない、あるいは問題があるものが残った場合、ここに書くことによって、監査人としてはきちんと整合性があるかどうか確認できなかったということを明らかにしてはどうかという案でございます。

資料Dにつきましては以上でございます。

【上田委員長】 御質問あるいは御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【小見山委員】 大変よくまとめていただいているんですけども、まだいろいろなケースが想定されてきて。例えば先ほどの、帳簿に関して住所が記載されていない場合の例として記載の不備がありますよという表現の仕方なども、もう少し今後検討していただきたいところもあるので、これは最終案ということではなく継続的に審議させていただくというふうにさせていただければと思います。

と申しますのは、私ども公認会計士協会の中でも幾つか意見がございまして、亡失したということ自体、やはり皆様前回お話しいただいたように監査をする対象になっているのかと。つまり本当に違法行為ではないのかということについてももう少し明確に、結論をどこかで出してもらえないのではないのかという意見もございました。私どもは法律家ではないものですから、なくした理由が故意なのか、もしくはちょっとした何かの理由でなくなってしまったのか、そこによってはやはりいろいろ価値判断も違ってきますでしょうし、見る方の違いもございまして、あまりにもそれが大きい場合には、こういう表現でなくもともと監査ができないと、違法行為があったものに対しては監査ができないんだというような意見もございましたので、こちらに関しても検討の材料にしながら、ちよつと継続的に御検討いただければと思っております。

【上田委員長】 これは事務局長、実際に動き出すまでにはいろいろなバリエーションと申しますか、いろいろな形の記載要領の例みたいな、考えられることは全部考えて、こういう場合にはこう、こういう場合にはこうと、一応何かできるんでしょうね。

【丹下事務局長】 あくまでも典型的なものをここに示してあるだけでございまして、いろいろな御意見を賜りながらこういう場合もあるんじゃないかというのがあれば、それはどんどん加えたり削ったり、ということはこれからも考えております。

【上田委員長】 ほかに御意見はございますでしょうか。

よろしいですか。では、次の資料の説明をお願いします。

【松崎参事官】 続きまして、資料4を御覧いただきたいと思います。

資料4、参考資料「会計帳簿の記載要領について」としております。前回は、会計帳簿の記載要領としまして省令でどのように書いてあるか、さらに省令をブレークダウンしてどういうものがそれらの費目に入り得るのかというものを、政党の調査の結果などを踏まえて作成していたのですが、それについてはなお事務局としてさらに検討が必要だということで、今回は記載要領の基本的な考え方のところを整理したペーパーとしております。

また「参考資料」としておりますのは、監査する側のマニュアルというよりは、監査される側の政治団体にとって会計帳簿を記載する上で参考にさせていただくべき資料という位置付けで、監査マニュアルとは異なるということからこういう整理にしております。

「1. 支出簿の記載」、これは前回のとおりでございます。

加えておりますのは「2. 支出項目の区分の意義」ということで、3つの項目を加えております。2つ目では「収支報告書や会計帳簿における支出項目の区分は、国民に対し政治資金の支出の状況を明らかにする際に、国民の判断に資する観点から設けられているものと解される」と。また、今回の政治資金規正法の改正におきまして、国会議員関係政治団体につきましては、収支報告書の記載基準が引き下げされております。1件5万円以上から1万円超へ下げられているということ、さらに支出の明細についても今まで以上に経常経費と政治活動費の区別なく、明らかにするようになっているということでございます。

「3. 支出項目の区分の分類」としましては、ここにありますように人件費、光熱水費以下10項目の分類がされております。

次のページに行ってくださいまして、政治団体の支出には、団体として存続していくために恒常的に必要な経費と、政治上の主義、施策の推進等のための政治活動費の大きく2つに分類されていると。これらの区分の分類にあたりましては、当該支出がどのような目的で行われたかに即して分類をするものであるということ、下の方に例も掲げておりますが、現在の区分の考え方でいきますと、仮に同じタクシー代であっても事務所費の方に計上されたり、組織活動のために計上されたりということになってまいりますので、どのような目的で支出したのかを踏まえて分類することが求められているということ、記述しております。

以上でございます。

【谷口委員】 この会計帳簿の記載要領についてはあくまで参考資料という扱いであります。他方で先ほどの資料Cにもございますとおり、支出項目の区分の分類についてはヒアリングを行う事項、要するに適切に分類されているか聞かねばならないわけですね。という観点から見ますと、今、参事官からも例示がありましたタクシー代が二手に分かれ得るとか、前回の資料ですとソフトウェアを買ったときもダウンロードかCD-ROMで買ったのかによって、これは東京都の例でしたか、分かれ得るという話、ただそういう場合も最近では、ダウンロードで買っておきながらバックアップ用にCDも買うとかいう例もあるので、現行の支出区分でいくと逆に監査人の方に多大な負担をかけることになるので

はないかという懸念がありますし、実際に政治団体の方からも、これはどこに入れればよいのかというような質問あるいは批判が殺到する事態も考え得るのではないかと。少なくとも現在の政治資金収支報告書のフォーマットというのは政治資金監査を前提とせずつくられているので、なかなかうまく適合しない部分もあるのではないかと懸念があります。

そこで、この政治資金規正法上では報告書の記載方法に係る基本的な方針を定めるのも当委員会の所掌事務ということになっていますから、この際、支出項目の区分自体を、例えば企業監査等々をもっと参考にしながら、監査をしやすいようなフォーマットに整えるということが今後の検討課題になってよろしいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

【上田委員長】 では事務局の方でどうお考えか。事務局長。

【丹下事務局長】 今回の谷口委員の御指摘のように、当委員会の所掌事務の中に「基本的な方針を定める」というのももちろん書いてございますし、将来的にはこの仕事も必要だということも認識してございます。その中であって、まずは政治資金規正法第19条の30第1項第4号に書いてございます「具体的な指針を定める」ことによって、明らかにできる部分は明らかにするとの方針でやってきているわけでございます。しかし、それでもなかなか解決し得ない部分があれば、それは当然のごとく「基本的な方針」の中でやっていく次なる課題だと考えているところでございます。

【谷口委員】 重ねてちょっと確認をさせていただきたいのですが、現行では個別具体の事例において、例えばこの弁当代はどこに計上すればよいかというのは、第一義的には政治資金課の方に質問が行くと思いますが、そこで必ずしも答えるとは限らないわけですよ、御判断くださいということになると。そうするとここに定められた、先ほどの第19条の30第1項第1号の方は、基本的な方針は当委員会で定めるということになると、結局当委員会が判断をしなくちゃいけないのかということになってくると思うんですね。ですから、そういう個別具体の事例までこの基本的な方針ということで判断を、要するに議題になるのかということですか。

【丹下事務局長】 「基本的な方針」でございますが、一々細かい個別まで全部を審議することはおそらく難しいと思うんですが、典型的なケースとかあるいは政治団体側が悩みながらやっていることについて、ある程度回答するというのは当委員会に課せられた使命ではないかと思っております。これは、「歩きながら考える」のことわざではございませんけれども、議論になった中で、もっと議論にした方がいいということがあればこの場で積

極的に議論いたしまして、そのうち公表した方がいいというものが出てくれば、皆さんの合意のもとに基本的方針として定めていくというのが筋じゃないかと考えております。

【林崎政治資金課長】 私の方から1点申し上げたいのは、この参考資料の中の「2. 支出項目の区分の意義」であります。そこに書いてありますように、国民の前に収支を明らかにして、その是非の判断は国民に委ねるというところに始まっております。これまで、監査はもちろんそうですが、その中に書いてありますように公開基準という点につきましても、経常経費については個別の公開基準が適用になっておりませんで、政治活動費につきまして1件5万円以上を記載すると。そういう意味で、例えば同じタクシー代にしても経常経費の方に分類されるのか、政治活動費に分類されるのかによって透明性が違うということがあったわけでありまして。それゆえに政治活動費じゃなくて経常経費のように片寄せをして、個別の支出を明らかにしていないのではないかとといった批判を受けられるような団体もあったのであります。今回の法改正によりまして、そここのところは今の2の中の3つ目の○にありますけれども、人件費を除きますけれども経常経費と政治活動費の区別なく、いわば公開基準が一緒になったという大きな変化、公開という点についての大きな変化、また、当然、いわばその公開というものに対して法を破るような行為に対する罰則適用の範囲もこれまでと違って来たということがあろうかと思っております。さらに言えば、少額領収書まで情報公開請求をすれば見られますので、今までの法の立て方とかなり変わってきている部分があるのかと。そういう状況の中で、例えばこれはどちらに入るのかということ議論する実益が、今までとまた随分変わってきている部分もあるのかという気もしてきております。

ただ国民の目から見たとき、この政治団体がどういう活動をしているのかというのを収支の形であらわしたのが収支報告書なわけでございますので、やはりその活動の様子がわかりやすいということが、法の趣旨から言って、求められているんだろうと思うんですね。つまり支出につきまして性質別に、例えば人件費、光熱費といったたぐいで全部あらわしてしまえば、支出全体をあらわすことは比較的容易に、区分で悩むことなくできるかもしれませんが、他方で活動の姿というのがわかりにくくなったりすることがあるのかななどと思ったりもしております。そういった点も少しお含みおきいただきながら議論を進めていただければ、非常にありがたいと思っております。

【上田委員長】 よろしいですか。では、次は資料5ですか。

【松崎参事官】 それでは資料5、カラーの1枚紙でございますが、「政治資金監査のポ

イント」と表題をしております。これは基本的には、今回おまとめいただきました中間とりまとめ案を対外的に説明する上で、今回の政治資金監査のどこがポイントなのかということをもとめたものでございます。

1つは外部性を有する第三者による監査であると。政治団体の内部資料である会計帳簿や領収書等を含めて監査を行う。それから、すべての支出を確認するというところでございます。会計帳簿及び収支報告書と支出の裏付けとなるすべての領収書等とを突合せると。現地・現物確認ということで、政治団体の事務所で実施する、それから写しではなく会計帳簿、領収書等については現物を監査すると。4つ目が会計責任者等に対するヒアリングということで、職業的専門家である監査人の方がヒアリングを行って確認を行うということでございます。

この結果として、内部処理により生じ得る誤りを防止するという、それから支出内容の不明確な支出が出てこなくなるのではないかと、また領収書等についての問題点の発生も防げるのではないかとといったようなことを掲げております。

以上でございます。

【上田委員長】 何か御質問なり御意見がありましたら、どうぞ御発言ください。

これはこれでよろしいですね。

では本日配付されました資料の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

【丹下事務局長】 本日御議論賜りました監査マニュアル等につきまして、何点か修正をいただいたうえで合意を得たところがございますので、それを踏まえてとりまとめたものを、中間とりまとめ案として本日、委員長から報道発表させていただきたいと考えております。そしてこのとりまとめ案につきましては、政党そして各士業団体へ意見照会を行いますとともに、現在政府でできました電子政府の総合窓口、e-Govと申しますけれども、それで公表しまして、その他の政治団体あるいは国民一般から広く意見の募集を行う予定でございます。

【上田委員長】 本日の議題は以上でございますが、そのほかの事項につきまして事務局から説明がございます。

【松崎参事官】 幾つかございます。

【林崎政治資金課長】 私の方から、1点御報告をさせていただきたいと思っております。

今のパブコメというお話とも関係いたしますが、今お配りさせていただいております資料で、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令案につきまして、お手元にお配りさ

せていただきました報道資料「政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集」のとおり、既に始めておりますが、平成20年8月2日土曜日から1カ月間、平成20年9月1日月曜日までを期間として意見募集、いわゆるパブリックコメントを実施しております。

省令の中身でありますけれども、国会議員関係政治団体の収支報告書の様式等を改正するもののほか、登録政治資金監査人の業務制限につきましても定めるということで掲げているものでございます。登録政治資金監査人の業務制限につきましては、第3回の当委員会でお示しさせていただきました御意見を伺ったところでございますけれども、この際特段の御異論はなかったかと考えておまして、それを省令案としているところでございます。

登録政治資金監査人の業務制限の全体像につきましては、あわせてお配りさせていただきました資料「登録政治資金監査人の業務制限について」のとおりでございます。

以上、御報告を申し上げます。

【松崎参事官】 私の方から、その下の資料として、先ほど事務局長からも申し上げましたが他の政治団体、一般国民からの意見募集ということで、このような資料で進めてまいりたいと思っております。意見募集の期限としまして、9月1日ということでございます。

それから、本日の委員会の審議状況につきましては、委員会の終了後、本日は節目となりますので、委員長から記者会見をしていただくということで予定をしております。なお本日の資料につきましても記者会見の場で配付する予定でございます。修正を進めております。

本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御指定のあて先に8月11日の夕方頃、御確認の御連絡をさせていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局から連絡がございます。

【松崎参事官】 次回の委員会でございますが、既に日程調整をさせていただいております。9月11日の午後開催させていただきたいと思っております。

またあわせまして、その次の会合につきまして日程をお伺いしておりましたが、10月6日の午前11時からでお願いしたいと思いますと思っております。

【上田委員長】 よろしゅうございますか。

では、本日は長時間にわたり熱心に御審議いただきまして、どうもありがとうございました。